

第12回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年5月31日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00

会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 11名

7番 谷口 昭 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
8番 武田 秀俊 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅
10番 北原 裕紀 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
15番 川崎 博樹 22番 川崎 正博

欠席推進委員 2名 9番 河野 良人、16番 内田 浩輔

議事録署名委員 3番 田中 達成、23番 上村 眞司

議事日程 第1 報 告 農地法第18条第6項の規定による届出について
第2 議案第 75号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3 議案第 76号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4 議案第 77号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5 議案第 78号 非農地証明願いについて
第6 議案第 79号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第7 議案第 80号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第8 議案第 81号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）
第9 議案第 82号 農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第12回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、9番委員と16番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議長（1番）

議事録署名委員の指名

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
3番 田中 達成 委員
23番 上村 眞司 委員 をお願いします。

議長（1番）

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は5件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却、賃借人の申出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（1番）

議案第75号：農地法第3条の規定による許可申請について

次に議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、4ページにあります農地法第3条第2項

事務局

第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第75号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、遺言公正証書による孫への特定遺贈により受人が受贈するものです。受人は申請地にブルーベリーを100本植栽し、将来的に加工販売を計画されているため、全ての農地を効率的に利用する全部効率要件を満たしております。また、労働力については、本人が100日、妹が60日、弟が40日の従事計画であります。機械保有については、トラクターや草刈り機を所有し、技術面においても栽培マニュアルや専門動画等を参考に栽培されていくため問題ないと考えます。申請地の周囲は、耕作放棄地であり面的集積には影響はなく、地域計画の作成にあたり、現在の「人・農地プラン」のエリア外であるため問題ありません。また、農薬の使用方法についても防除基準を遵守されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第75号、申請1件は許可することに決定いたします。

議案第76号：農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は申請番号1番と2番の2件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、6ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第76号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請地には申請人の亡父が住宅を建築し居住していたが、相続した申請人は市外在住で管理できないため、今後売却したく申請されたものです。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の北側と南側は市道、東側と西側は宅地であり隣接する農地はなく、周囲はブロック塀が設置されているため、土砂流出等の影響はないと思われま。また、生活雑排水は浄化槽を通して北側道路側溝へ流し、雨水については、自然浸透及び南側の水路に流しているため問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

次に2番について、25番委員より説明をお願いします。

25番委員

議案第76号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の1件でございます。2番については、申請地は周囲の山林化に伴い耕作困難となったことから植林に至っており、始末書添付で申請されています。申請地図面の5ページから7ページをお開きください。申請地の周囲は山林で農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため土砂流失等の影響はないと思われま。以上、申請番号2番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第76号、申請2件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第77号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は申請番号1番と2番の所有権移転に関する2件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件につきましては、8ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、受人が経営する会社近くに自宅を建築したく、申請地を購入するため申請されたものです。申請地図面の9ページから12ページをお開き下さい。申請地の北側は公園と雑種地、西側は公園、南

2番委員

側と東側は道路で農地はなく、周囲にブロック塀を設置する計画であるため、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれはないと考えます。また、生活雑排水は合併浄化槽を通して南側道路側溝に流し、雨水も自然浸透で問題ないと思われます。以上、申請番号1番の1件について調査いたしましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、20番委員より説明をお願いします。

20番委員

議案第77号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の1件でございます。2番については、申請地は耕作不便により渡人が植林に至っており、高齢で管理できなくなったため、今後は林業経営する受会社が山林として管理したく、始末書添付で申請されています。申請地図面の13ページから15ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流失等の影響はないと思われます。以上、申請番号2番の1件について調査いたしましたが、農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第77号、申請2件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第78号：非農地証明願いについて

議長（1番）

次に議案第78号、非農地証明願いについてであります。私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2番）へ議長交代 ）

議長（2番）

会長より議長を交代します。

議案第78号、非農地証明願いについて、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第78号、非農地証明願いについて、申請番号1番の1件を説明します。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。申請番号1番の1件につきましては、昭和51年7月5日施行「宮崎県証明書交付手続要領」にあります、非農地認定基準の「農地法施行（昭和27年10月21日）以前から農地以外の土地」に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1番委員

議案第78号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。申請図面の17ページから20ページをご覧ください。この1番の申請地には、昭和10年頃に住宅が建築され現在も宅地であり、農地法施行前の昭和27年10月21日以前から農地以外の土地であります。また、今後農地として復元して利用することが困難な土地でありました。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、非農地証明書の発行は妥当であると思われま。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（２番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請１件を非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（２番）

異議なしという事でありますので、議案第７８号、申請１件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

会長へ議長を交代します。

（ 会長（１番）へ議長交代 ）

市長部局提案

議長（１番）

会長代理より議長を交代します。

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、あらかじめ事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和６年５月分につきましては、串間市長より令和６年５月１７日付で、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第７９号、所有権移転が２件、面積が２，９９９㎡、議案第８０号、利用権設定が９件、面積が６１，３１１㎡でございます。以上でございます。

議長（１番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第７９号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（１番）

議案第７９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号１番と２番の２件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第79号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号1番と2番の2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、12ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

5番委員

議案第79号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番の1件を報告します。この1番は宮崎県農業振興公社が一時買ひ受ける特例事業でありますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしております。申請番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、21番委員より説明をお願ひします。

21番委員

議案第79号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、申請番号2番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第79号、申請2件は承認し、市へ通知いたします。

議案第80号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分がありますが、私と25番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室し、議長を会長代理に交代します。

暫時休憩します。

（ 1番委員、25番委員 退室 ）

（ 会長代理（2番）へ議長交代 ）

議長（2番）

休憩前に引き続き会議を開きます。会長退室により議長を私が務めます。

議案第80号は、申請番号1番から9番の9件ですが、先に7番から9番の3件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から9番の9件ですが、先に7番から9番の3件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、12ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、26番委員より申請番号7番と8番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

26番委員

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号7番と8番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（2番）

次に9番について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号9番の1件を報告します。この1件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（2番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号7番から9番の3件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（2番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号7番から9番の3件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第80号、申請番号7番から9番の3件は承認し、市へ通知いたします。

暫時休憩します。

（1番委員、25番委員 入室）

（会長（1番）へ議長交代）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。会長代理より議長を交代します。

それでは申請番号1番から6番の6件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定の申請番号1番から6番の6件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請6件は、12ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たし

事務局

ていると思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、18番委員より申請番号1番と2番、4番と5番の4件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

18番委員

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号1番と2番、4番と5番の4件を報告します。この4件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番について、5番委員より説明をお願いします。

5番委員

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号3番の1件を報告します。この1件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に6番について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第80号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号6番の1件を報告します。この1件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請番号1番から6番の6件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から6番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第80号、申請番号1番から6番の6件は承認し、市へ通知いたします。

議案第81号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

議長（1番）

次に議案第81号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による、農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第81号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規配分は申請番号1番から3番の3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、18ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、5番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員

議案第81号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号1番の1件を報告します。この1件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

次に2番と3番の2件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第81号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の申請番号2番と3番の2件を報告します。この2件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請3件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請3件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第81号、申請3件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第82号：農用地利用集積等促進計画（再配分）

議長（1番）

次に議案第82号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第82号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分は申請番号1番と2番の2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、18ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番と２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

１０番委員

議案第８２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、私の担当区域の申請番号１番と２番の２件を報告します。この２件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請２件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第８２号、申請２件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（１番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第１２回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年5月31日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

3番 田中 達成

23番 上村 眞司